

所在地: 神奈川県川崎市高津区下野毛3-16-1
 業務内容: 品質技術の開発
 設立: 1963年

水質(事業所排水)					
	項目		法・条例基準	事業所基準	実測最大値
健康項目	カドミウム	(mg/l)	0.1	0.08	<0.005
	シアン	(mg/l)	1	0.8	<0.05
	有機リン	(mg/l)	0.2	0.16	<0.05
	鉛	(mg/l)	0.1	0.08	<0.005
	六価クロム	(mg/l)	0.5	0.4	<0.005
	砒素	(mg/l)	0.1	0.08	<0.005
	総水銀	(mg/l)	0.005	0.004	<0.0005
	アルキル水銀	(mg/l)	不検出	不検出	不検出
	ポリ塩化ビフェニル	(mg/l)	0.003	0.0024	<0.0005
	ジクロロメタン	(mg/l)	0.2	0.16	<0.001
	四塩化炭素	(mg/l)	0.02	0.016	<0.001
	1,2-ジクロロエタン	(mg/l)	0.04	0.032	<0.001
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/l)	0.2	0.16	<0.001
	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/l)	0.4	0.32	<0.001
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/l)	3	2.4	<0.001
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/l)	0.06	0.048	<0.001
	トリクロロエチレン	(mg/l)	0.3	0.24	<0.001
	テトラクロロエチレン	(mg/l)	0.1	0.08	<0.001
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/l)	0.02	0.016	<0.001
	チウラム	(mg/l)	0.06	0.048	<0.001
シマジン	(mg/l)	0.03	0.024	<0.001	
チオベンカルブ	(mg/l)	0.2	0.16	<0.001	
ベンゼン	(mg/l)	0.1	0.08	<0.001	
セレン	(mg/l)	0.1	0.08	<0.005	
ホウ素	(mg/l)	10	8	0.1	
フッ素	(mg/l)	8	6.4	0.11	
アンモニア・亜硝酸・硝酸性窒素	(mg/l)	380	304	6.7	
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)		5.0 - 9.0	5.9 - 8.5	6.6-8.0
	生物化学的酸素要求量(BOD)	(mg/l)	600	480	15
	浮遊物質(SS)	(mg/l)	600	480	11
	n-ヘキサン抽出物質(全)	(mg/l)	-	5	<5
	n-ヘキサン抽出物質(鉱物油)	(mg/l)	5	4	-
	n-ヘキサン抽出物質(動植物油)	(mg/l)	30	24	-
	フェノール	(mg/l)	0.5	0.4	<0.05
	銅	(mg/l)	1	0.8	<0.2
	亜鉛	(mg/l)	1	0.8	0.33
	溶解性鉄	(mg/l)	3	2.4	1.1
	溶解性マンガン	(mg/l)	1	0.8	<0.1
	クロム	(mg/l)	2	1.6	0.0058
	リン	(mg/l)	32	25	<0.5
	窒素	(mg/l)	240	192	3.5
	沃素消費量	(mg/l)	220	176	<5
ニッケル	(mg/l)	1	0.8	0.042	
色度		12度以下	10度以下	3.5	

- * 法・条例基準: 法規制等(下水道法、川崎市下水道条例)で最も厳しい基準
- * 事業所基準: 法規制等で最も厳しい基準の80%値
- * n-ヘキサン抽出物質(全)は社内規程によりn-ヘキサン抽出物質の鉱物油と動植物油の測定値を合算した値で管理をしています。事業所基準は鉱物油の法・条例基準値を適用し、基準値を超過した場合、鉱物油、動植物油個々の再測定を行っています。
- * アンモニア・亜硝酸・硝酸性窒素の法条例基準値は下水道法施行令9条の5に定める値を適用。

大気(煤煙)				
	項目		事業所基準値	実測最大値
ボイラー	NOx	(g/1000000KJ)	3.8	1.6
	煤塵	(g/1000KJ)	0.0358	0.00088

- * 10月以降運転を休止しています。
- * 事業所基準: 『川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例』を適用。(窒素酸化物)
- * ボイラーは、燃料に都市ガスを使用しているため、SOxの発生はありません。

騒音(単位: dB)		
区分	事業所基準値	実測最大値
朝	60	52
昼	65	57
夕	60	51
夜間	50	49

- * 事業所基準: 『川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例』を適用。

振動(単位: dB)		
区分	事業所基準値	実測最大値
昼	65	31
夜間	60	31

- * 事業所基準: 『川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例』を適用。

悪臭(単位: ppm)		
項目	事業所基準値	実測最大値
アンモニア	1	<0.1
酢酸エチル	3	<0.2
スチレン	0.4	<0.3
トルエン	10	<0.4
キシレン	1	<0.5
臭気	10以下	<10

- * 事業所基準: 悪臭防止法(敷地境界線)基準値を適用。但し、臭気は川崎市指導指針値を適用。